

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：たかばり北保育園	種別：保育所	
代表者氏名： 中野 雅司	定員（利用人数）：100名（99名）	
所在地： 愛知県名古屋市名東区勢子坊2丁目1302		
TEL： 052-701-1880		
ホームページ： https://www.shinohakai.com/takabarikita/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 4年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人志の波会		
職員数	常勤職員：14名	非常勤職員：10名
専門職員	（管理者） 1名	（調理師） 1名
	（保育士） 14名	（栄養士） 1名
	（事務職員） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等） 遊戯室・プール・園庭

③理念・基本方針

★理念

・法人：多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

・施設・事業所：入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することにもっともふさわしい生活の場を目指す。

★基本方針

・家庭や地域社会との連携の下に、養護および教育を一体的に行い、豊かな人間性を持った子どもに育成する。

・十分に養護の行き届いた環境の下に、子どもが主体的に活動できるようにし、健全な心身の発達を図る。

・地域における子育て支援のために、乳幼児の保育相談や助言、地域開放などを行い社会的役割を果たす。

④施設・事業所の特徴的な取組

名古屋市立の保育園の移管を受け発足したことから、当初は、公立園が社会的に果たしている公的機関としての保育園の役割を継承することからスタートした。
その後、ICTの導入などにより民間の効率的・合理的運営を行うことによる保育の質の向上をめざすこととなった。
また、保育園の日常の各種行事（運動会、遠足など）においても、民間の自由な発想を取り入れ、保育園の活性化を図った。
さらには、児童の自由参加による各種課外事業（ECC、空手、ピアノ、学研）の導入を図るなど保育園の付加価値を高める取り組みを行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7年 2月10日（契約日）～ 令和 7年 4月 2日（評価確定日） 【令和 7年 3月13日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆縁（園）の下の力持ち

園長（法人理事長）は保育士の資格を有しておらず、保育の現場で実際の保育に携わることはできない。かといって、園に顔を出さないというわけではない。毎日午前7時に出勤し、園庭の落ち葉を掃除したり危険なものを取り除いたり、7時30分の早朝保育の始まる前に、安全・安心な環境づくりを行っている。運動会の当日には、朝早くから出勤し、10数枚の寒冷紗を園庭の空一面に張る園長の姿がある。まさに、園長は縁（園）の下の力持ちである。

◆多彩な地域との関わり

地域の高齢者施設のお年寄りとクリスマス会を開催し、障害者施設の利用者と夏まつりを楽しんでいる。子どもと高齢者と障害者が、地域の中でそれぞれの役割をもって暮らしていける「共生社会の創設」の足掛かり的な取組みとして評価できる。移管2年目から、学研保育教室やECC英会話教室、空手教室、ピアノ教室等に活動場所を提供している。各教室は園に通う子どもが対象ではあるが、卒園後も継続して教室に通う子どももいる。

◆ICT化の推進

子どもたちの気持ちに寄り添い、のびのびとした保育を提供している。その保育を支えるためにICT化を進め、保護者の負担の軽減や職員の業務負担軽減にも積極的に取り組んでいる。登降園支援アプリを活用し、子どもに関する保育の実施内容や家庭での子どもの様子などを共有している。アプリを活用することで、保護者と職員間での情報共有が円滑になっている。事務長が中心となってICT化を進めており、今後も更なるバージョンアップを計画している。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の作成

法人理事長である園長と事務長、主任、副主任の4名が園の幹部であり、主要な事項はこの4名の合議で決定されている。移管3年目までは市の方針を踏襲してきたため、将来を展望した中・長期的な計画を策定するに至らなかった。4年目を迎えるにあたり、新たな方針が幹部4名で話し合われている。この話し合いの結果を、中・長期計画として明文化することが望ましい。さらに、この中・長期計画に整合させて、単年度の事業活動計画の作成が求められる。

◆保育手順のマニュアル化

職員間でさまざまな情報が口頭にて伝えられているが、書面化やマニュアル化によって正確に周知できるため、その改善を望みたい。均一で質の高い保育を担保するためには、マニュアルの整備が欠かせない。保育実践に必要と思われる項目を洗い出し、優先順位をつけて、一つひとつマニュアル化を進めることが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

名古屋市より移管を受けて以来3年間、公立園のルール遵守を継承しつつ、民間の活力を注入することに留意し、運営を行ってきたところであるが、今回の第三者評価により、今後さらなる発展のためには、業務の体系的整備とそのためのマニュアル整備の必要性を痛感した。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・ ⑥ ・c
<コメント> 市から民間保育園へと移管され、3年目を迎えている。3年前の移管時には、「当面はこれまで通りの運営を継続する」との条件が付けられており、園の独自色を出すことに制約がある。職員や保護者への周知活動も今一つの状況であるが、移管4年目を契機に理念や基本方針の見直しを検討している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	⑥ ・b・c
<コメント> 3ヶ月に1回、区の園長会が開催され、園長が参加して情報を取得している。園長会では他園の園長との意見交換もあり、園長同士の横のつながりが情報収集の貴重な機会となっている。園に籍を置く事務長がICT関係に強く、厚労省や市のホームページから必要な情報を取っている。園運営に関する必要な情報は、十分に揃っている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	⑥ ・b・c
<コメント> 喫緊の課題を「保護者とのコミュニケーション」と「障害児の受入れ体制」として捉え、対策を講じている。「保護者とのコミュニケーション」に関しては、情報の適時性と確実性を考慮して、移管2年目からICT化を進め、登降園管理や情報伝達の電子化が運用されている。玄関の出入りも電子化され、安全・安心の体制である。「障害児の受入れ体制」も検討段階に入っている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・ ⑥ ・c
<コメント> 法人理事長である園長と事務長、主任、副主任の4名が園の幹部であり、主要な事項はこの4名の合議で決定されている。移管3年目までは市の方針を踏襲してきたため、将来を展望した中・長期的な計画を策定するに至らなかった。4年目を迎えるにあたり、新たな方針が幹部4名で話し合われている。この話合いの結果を、中・長期計画として明文化することが望ましい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・ ⑥ ・c
<コメント> 中・長期計画が作成されていないことから、前年度の事業計画を評価・見直して「事業活動報告書」を作成し、それを反映させて次年度の「事業活動計画書」を作成している。しかし、「事業活動計画書」は項目の羅列に留まり、重点的に取り組む事項や具体的な到達点（数値目標や期限等）が設定されていない。重点項目や数値目標を定めて取り組むことを期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業活動の評価・見直しは幹部4名が中心となっており、職員会議で報告や意見交換を行っている。しかし、事業計画に取り上げられた確項目に具体的な数値目標等が設定されていないため、期中の進捗確認や期末の最終評価が曖昧さを残すこととなっている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「事業活動計画書」を保護者に配付し、行事計画についてはその詳細を電子配信している。しかし、事業計画そのものについての保護者の興味、関心は高いとは言い難い。今回の第三者評価受審に際して実施した保護者アンケートの「事業計画の保護者周知」は、肯定率52%と低い数値に留まった。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 職員全員を対象として、「自己評価チェックシート」を使った自己評価を実施している。移管からの3年間、幹部職員の異動もあって多忙を極め、自己評価は実施するものの、それを集計したり分析することはできなかった。今後は、「自己評価チェックシート」から職員個々の課題を抽出するのみならず、集計・分析して園としての課題の把握へと進めたい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ b ・ ③
<コメント> 「自己評価チェックシート」から、園として取り組むべき課題が抽出されておらず、改善策へとつなげる仕組みがない。P（自己評価チェックシートの用意）→D（自己評価の実施）→C（自己評価の集計・分析、課題の抽出）→A（改善活動の実施）の、「C」と「A」のプロセスが欠落している。PDCAサイクルを意識した取組みを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 園長の責務は「運営規程」に明記されている。園長不在時の権限委任先は、慣例的に主任がその任にあたと認識されているが、文書として明記されたものはない。クラス担任を明記した「職員配置表」があるが、職務分掌は記載されていない。「職員配置表」を改定し、園長以下の各職員について、職務分掌を追記することが望ましい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 園長（理事長）は、保育士資格を有していないとの理由から、保育に関する研修等への参加はない。しかし、コンプライアンスを重視する意識は高く、報道等で保育園における不適切な保育の事例を得て、朝礼等で職員周知を図っている。保育士資格を有しなくとも、「児童憲章」や「保育所保育指針」をはじめとする関係法令を習得することを期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	・b・c
<コメント> 毎日午前7時に出勤して園庭清掃等の園内整備を行い、安全・安心の保育実践を下支えしている。子どもの満足や将来的な可能性に配慮し、移管2年目から学研やECC、空手教室、ピアノ教室等の取組みを始めた。公立園時代は和式であったトイレを、大人用、子ども用ともに洋式トイレに改修している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	ⓐ	・b・c
<コメント> 事務長がICT関係に強みを持っていることもあって、ICT化を進めて職員の業務負担を軽減している。すでに登降園管理や園からの配付物（園だより、クラスだより等）は電子化されており、毎日配信される「本日の保育」は保護者からも好評を得ている。さらに、職員の勤怠管理や給食の栄養管理等について、ICT化が計画されている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<コメント> 移管当初は、公立園時代と同様の職員配置を行っていたが、収益面での問題もあって、職員を減らして基準通りの職員配置に戻している。職員採用の計画はなく、欠員が生じた場合に採用活動を実施している。しかし、社会現象ともなっている「保育士不足」は当園においても例外ではなく、職員確保に頭を悩ませている。毎秋、主任が職員面談を行い、来期の就労意向を確認している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 法人としてのキャリアパスの構築はなく、市の人事基準に準拠した人事管理を行っている。成果主義的な考え方はなく、年功序列・終身雇用型の人事制度である。人事考課制度、目標管理制度ともに導入されていない。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>一部手作業の部分は残っているが、職員の勤怠管理の多くは電子化されている。サービス残業はなく、時間外勤務は職員一人当たり月に2～3時間程度である。有給休暇の取得も、職位や職種による偏りはない。土曜保育のために出勤した場合には振替休暇が与えられるため、職員には有給休暇に関しての不満感はない。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」は明示されていないが、園としては「明るい職員」、「きちんとした仕事のできる職員」の育成を目指している。「自己評価チェックシート」を実施しているものの、そこから職員個々の課題を見つけ、目標を設定して取り組む仕組みはない。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント></p> <p>「事業活動計画書」には、市・保育士会主催の外部研修への参加を挙げている。さらに園内研修として、研修報告による職員間の共有とキャリアアップ研修を計画している。市からはWeb研修中心の年間研修計画が伝えられ、職員が研修に参加している。研修履修後には「研修報告書」が提出されているが、記載されたアクションプランについて、実施されたことを確認する仕組みはない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉙ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市が主催する研修や市・保育士会が行う研修に、積極的に参加している。苦手な部分を補うための研修や得意な分野をさらに伸ばすための研修と、目的は違っても、職員一人当たり年間2～3回の研修参加がある。研修参加の人は、本人の希望を考慮して、主任と副主任が協議して決定している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉚ ・ c
<p><コメント></p> <p>年間2～3名の保育実習生の受入れを行っている。受入れ責任者は主任であり、マニュアルがないため、これまでの慣例に従って実習を行っている。実習生の受入れを円滑に行うため、また職員誰もが担当できるよう、受入れ手順を詳細に定めたマニュアルの作成が急務である。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉛ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを使って園の情報を公開しているが、掲載している情報は必ずしも多いとは言い難い。保護者への情報提供や情報交換がICT化によって円滑に行われているが、ホームページによる社会一般への情報公開にも力を入れていただきたい。園運営の透明性を確保するためには、苦情解決に関する情報の公開も求められる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉜ ・ c
<p><コメント></p> <p>園の金銭出納に関して、職務分掌が明確になっておらず、慣習に従って処理が行われている。定期的に法人監事(税理士、社会保険労務士)による内部監査が行われており、監事の両名から専門的なアドバイスを受けることもできる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 地域との交流に積極的に取り組んでいる。5歳児全員が、ナゴヤドームで行われた「保育まつり」に参加した。近隣の高齢者施設のお年寄りとクリスマス会を行い、障害者施設の利用者とは夏まつりを楽しんでいる。子どもと高齢者と障害者が、地域の中でそれぞれの役割をもって暮らしていける「共生社会の創設」の足掛かり的な取組みとしても評価できる。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 毎年、市の環境サポーターを受け入れている。地域には、食育のために野菜の苗を提供してくれる住民や、かぶと虫を持ってきてくれる「かぶと虫おじさん」もいる。園には、子どものプライバシーに関する個人情報が豊富に存在する。それらの情報の漏洩を防止するためにも、個人情報への配慮を含むボランティア受入れのマニュアル整備が求められる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント> 園周辺の「お散歩マップ」にいくつかの公園が図示しており、散歩中の注意点（場所、注意事項）がいくつも記入されている。関係する医療機関は事務室に掲示しており、小学校等の教育機関は電話帳を活用している。区の民生こども課や児童相談所、保健センター、療育センター、要保護児童対策地域協議会等とは、いつでも連携がとれる体制である。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ④ ・ c	
<p><コメント> 区の園長会に園長が参加し、施設長研修には主任が参加している。区役所では、民生こども課とも意見交換を行っている。しかし、それらの活動から、積極的に地域の福祉ニーズを把握しようとの姿勢は見られない。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント> 連携園である小規模保育園の子どもが、毎月身体測定に訪れている。移管2年目から、学研保育教室やECC英会話教室、空手教室、ピアノ教室等に活動場所を提供している。各教室は園に通う子どもが対象ではあるが、卒園後も継続して教室に通う子どももいる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 子どもを尊重した保育の重要性を職員一人ひとりが認識し、保育実践に生かしている。しかし、新規入職者向けの研修や書面化された資料は存在しない。法人の理念に基づき、子どもを尊重した保育が具体的にどのような関わりを指すのかを明文化し、すべての職員が共通認識を持てるようにすることが望まれる。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 0歳児であっても、おむつ交換はトイレ内で行い、子どものプライバシー保護に努めている。幼児クラスでは、トイレ内に行くことを拒む子どももいるが、部屋の隅で着替えるなど、他の子どもから見えないよう配慮している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉔ ・ b ・ c
<コメント> パンフレットは区役所に設置し、園見学者には説明とともに手渡している。さらに、区開催の子育て広場でも配布している。また、ホームページでは園の理念や園の様子を公開している。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保育の開始にあたっては、「重要事項説明書」を用いて丁寧に説明を行い、保護者から同意書を取得している。また、変更事項があった場合も速やかに伝えるよう努めている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 転園時には、保護者や転園先より依頼があれば、引継ぎ文書を送るようにしている。配慮が必要な子どもについては、「リレーサポートシート」などを準備し、送付することもある。今後は、子どもの発達連続性を踏まえ、子どもの転園先に子どもの様子を伝えられるようにすることが望ましい。転園や卒園後も、引き続き相談を受けられることを、保護者や子どもに文書で伝えられたい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保護者向けアンケートを年1回実施し、園内には意見箱を設置している。職員室は園庭に面しており、送迎の保護者がいつでも声をかけられる環境が整っている。保護者からの意見は登降園支援アプリを通じて職員間で周知され、検討した上で、集まった意見とともに、対応策を保護者にフィードバックしている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情解決の仕組みは「重要事項説明書」に記載され、保護者にも周知されている。受付から対応までの流れは口頭で職員に伝えられているが、マニュアル化はされていない。受付、記録、相談、対応などをマニュアル化し、どの職員でも適切に対応できる仕組みを確立されることが望まれる。		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者との個別懇談を年2回、すべての子どもの保護者を対象に行い、子どもの園での様子や家庭での様子を伝え合っている。その際、子育ての悩みや園に対する意見を聞くこともあり、保護者の本音を聞く貴重な機会となっている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> 保護者からの意見は、すぐに登降園支援アプリに記録している。記録された内容は、アプリ内のフリーフォームに保存されるため、どの職員でもすぐに確認ができる。主任と副主任が中心となって対応策や改善策を考え、園長に報告し、職員間での周知を図っている。しかし、これらの仕組みは口頭で伝達されているため、文書化することが望ましい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> 園でのヒヤリハット報告は職員間で周知し、再発防止に努めている。また、他園で起きた事故例も職員間で検証し、園での発生防止に活かしている。園でのケガについては、首から上のケガは基本的に医療機関を受診することとしており、重症化の防止に努めている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ② ・ c
<コメント> 感染症が発症した際は、園内掲示を通じて保護者に注意喚起をしている。それぞれの感染症に対して、どのような対応が望ましいか、吐物処理をどのように行うのか、などをマニュアル化し、どの職員でも的確に対応ができるような改善が望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ② ・ c
<コメント> 避難訓練は、毎月あらゆる場面を想定し行われている。大規模災害の発生に備え、食料の備蓄は子どもたちが食べやすく、アレルギーのないものを揃え、リストを用いて管理している。今後は、子どもの午睡中や食事中、雨の日など、悪い条件の下での訓練も取り入れていくことが望まれる。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<コメント> 公立園を引き継ぎ、法人としての理念に特化した保育がまだ十分に行われているとは言えない。安心・安全な保育は提供できているが、園の理念を踏まえた保育がどのようなものであるのかをマニュアル化するなど、職員全員が思いを共有し、保育の質の向上につなげていくことが期待される。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c
<コメント> 職員会議や日常の会話の中で気づいたことを職員同士で話し合ったり、保護者からの意見を基に見直しを行うことはあるが、標準的な保育の実施方法を染地季的に見直す仕組みはない。各種のマニュアルや月案だけではなく、年間計画なども期ごとに振り返り、次期に活かす仕組みを確立することが望まれる。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 新入園児（乳児）の保護者とは個別に面談を行い、アセスメントに基づいた個別指導計画を立てている。幼児クラスでも、配慮が必要な子どもの記録をこまめに取り、関係機関と連携して対応している。障害を持った子どもの保育に関しては、経験豊富な職員を登用したり、関連する研修に積極的に参加する等、前向きな姿勢で取り組んでいる。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ② ・ c
<コメント> クラス内や、主任や副主任を交えて指導計画の見直しについて討議される機会は何度かあるが、定期的に定められている時期は年度末のみである。期ごとに見直しを行うなど、見直し時期を定め、職員間で周知されることが望ましい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	③ ・ b ・ c
<コメント> 登降園支援アプリを活用し、子どもに関する保育の実施内容や家庭での子どもの様子などを記録している。アプリを活用することで、保護者と職員間での情報共有が円滑になり、データ保存も適切に行われている。事務長が中心となってICT化を進めており、今後も更なるバージョンアップを計画している。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ④ ・ c
<コメント> 書類はデータとして保存されているものが多く、書面で保管されているものも、保管場所が決められ、鍵のかかる書庫で適切に保管されている。しかし、書類の保管に関する取り決めはなく、保管期間などについて職員間で周知はされていない。今後、子どもの記録に関する管理体制をマニュアル化し、どの職員でも適切に取り扱うことができるようにすることが望まれる。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、「保育所保育指針」に基づき、人権への配慮や理念を含めた構成で作成されている。「保育所保育指針」の精神は十分に反映されているが、園独自の思いが伝わりづらい。また、職員間での理念の周知に不安があるため、理念を園内に掲示するなどの取組みを行い、職員全員が同じ理念を下で保育できるようにすることが望ましい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室内の温度や湿度は適切に管理され、各年齢ごとの発達に合った環境設定がなされている。玩具の消毒は気づいた時に随時行っているが、定期的な消毒サイクルや方法などはマニュアル化されていない。マニュアルを定め、適切かつ衛生的な保育環境が維持できるよう、職員間で周知することが望ましい。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員が主導して行う活動が中心とならないよう、子どもたち一人ひとりの意欲に応じて遊べる環境が整えられている。幼児クラスには、職員が基準より1名多く配置され、よりきめ細かな保育が行われている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>排泄の自立や箸の使用などの生活習慣については、クラスごとや年齢ごとに一斉に取り組むのではなく、家庭と連携しながら、子どもの発達に応じて丁寧に支援している。子どもが一人でできることを増やすため、過度な援助は控えるよう配慮している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育中、子どもに対して「やりなさい」や「しなさい」などの命令的な言葉を使わず、子どものやる気を引き出しながら自立を支える保育を行っている。室内には遊びに応じたコーナーがあり、子どもたちの発想で自由に制作できる環境も整えられている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児が大人に安心感をもって関われるように、基本的な生活習慣の手助けは担当の職員を決めて行うようにしている。否定的な言葉をかけず、受容し、温かい触れ合いの中で愛着関係が育つよう、ゆったりと過ごせる環境を整えている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの気持ちを受け止めることを大切にしたい保育を目指している。職員の思いとしては、今年度は園外活動や異年齢との関わり、他職員との関わりの時間が少なかったと感じている。職員間での振り返りを活かし、次年度の活動に反映させることを望みたい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもたちが主体的に活動に取り組めるよう、環境を整えている。行事の際には、子どもたちが曲を選びをするなど、子どもが中心となるよう配慮している。また、小学校への訪問や近隣の障害者施設の利用者を行事に招くなど、地域との関わりも積極的に行っている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもも、子ども同士の関わりの中でゆったりと成長できるよう配慮している。互いに助け合いながら育つ姿から保護者理解も深まり、障害のある子どもにとっても園が居心地のよい空間となっていることがうかがえる。個別の配慮事項については丁寧に記録され、関係機関との連携が行われている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 早朝、夕刻は合同での保育となるが、幼児と乳児が一緒に部屋で過ごす際には玩具を選定し、室内では幼児は上靴を脱ぐなどの配慮をしている。夕刻の保育では、延長保育時間中におやつとお茶の提供をしている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 在園時より、近隣の小学校へ見学に行ったり、幼保小懇談会では小学校教諭との連携を図っている。子どもたちに小学校での生活を紹介するなど、就学に向けて期待が持てるよう配慮している。就学先の小学校へ「保育所児童保育要録」を送付し、就学後も、気になる子どもがいる場合には、小学校へ様子を見に行くこともある。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 子どもの健康管理は、登降園支援アプリを活用し、保護者と連携して行っている。感染症が発生した際は、園内掲示で保護者や職員に周知し、感染防止に努めている。首から上の負傷は、医療機関の受診を基本としている。午睡時の睡眠チェックを適切に行っている。今後は、SIDS（乳幼児突然死症候群）についての知識を、保護者に啓蒙していくことが望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断および歯科検診を定期的に行い、結果を保護者へ通知している。月1回発行される「保健だより」には虫歯に関する情報を記載し、家庭と協力して虫歯予防に取り組んでいる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー疾患をもつ子どもの対応は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、適切に行っている。保護者と個別に面談を実施し、常に状況を確認している。アレルギー対応食はトレーの色を変え、調理員が担任の職員に必ず手渡すなど、安全な食事提供に配慮している。職員は研修にも参加し、職員間で情報を共有している。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 子どもたちが、自分たちが育てた野菜を調理して食べたり、3月には子どもたちのリクエストに応じて食事提供をしている。保護者には、毎日園内のモニターでその日の献立を紹介し、乳児クラスの懇談会後には、子どもの食事風景を見てもらう機会もある。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 行事食や地域食が提供され、落ち着いた雰囲気の中で楽しく食事をする事ができている。現在、市内の公立園の献立を使用しているため、子どもたちの意見を献立に反映させることは難しいと感じている。今後、嗜好調査や残食調査を行い、その結果を調理員を含めた給食会議等で話し合い、献立に反映させていく仕組みを構築することが望ましい。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ㉘ ・ c
<コメント> 家庭との連絡は、登降園支援アプリを活用して行われている。事務所は常に開放的な雰囲気となっており、保護者が直接意見を言いやすい環境が整っている。保護者からの意見や子どもの様子は口頭やメモ等で共有されているが、すべての職員に共有されたかどうかを確認する仕組みはなく、その仕組みづくりが望まれる。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉙ ・ b ・ c
<コメント> 市の公立園からの移管に伴う保護者の不安に寄り添い、職員が積極的に声をかけることで園運営への理解を深め、保護者の不安を軽減するよう努力している。移管4年目を迎えるにあたり、これまでと違う園独自の保育が、質の低下と捉えられないよう、園としての理念や保育方針を保護者に積極的に伝えるための機会を持つことが望ましい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉚ ・ c
<コメント> 虐待防止に向けた取組みは行っているが、口頭での伝達により周知を図っている。虐待や権利侵害を受けている疑いがある子どもを見逃さないためにも、マニュアルや虐待チェックリスト等の整備に取り組むことが望ましい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉛ ・ c
<コメント> 保育計画について振り返り、職員間で検討する機会はあるが、職員一人ひとりが自己の保育を振り返って自己評価を行い、研修計画を立てたり、園全体を振り返って次年度以降の保育に活かす仕組みはない。自らの保育を振り返り、職員一人ひとりの専門性を有効に向上させていく仕組みの構築が望ましい。		